

第八次三股町行政改革大綱 実施計画

大項目	1. 町民に寄り添った行政サービスの提供
-----	----------------------

中項目	小項目（実施項目）	実施内容	評価指標					主管課	関係課（局）													備考			
			数値目標 （指標のあるものは項目を掲載）	基準値	目標値	実施年度					総務	企画 商工	税務 財政	町民 保健	福祉	高齢者 支援	農業 振興	都市 整備	環境 水道	教育	会計		議会		
						R7	R8		R9	R10														R11	
(1) 協働のまちづくりの推進	① 地域コミュニティの強化	【地域づくり団体等の育成及び支援】 自治公民館連絡協議会との連携により、自治公民館の加入促進を図るとともに、自治公民館や地域づくり団体など、町民が主体となり取り組む地域づくりの支援、地域リーダーの育成を図る。	地域づくり団体への支援実績数 ・地域づくり推進事業支援団体 ・協働のまちづくり提案団体 ・高齢者サロン ・道路公園環境保全活動団体 ・景観形成活動団体	53件 (R5)	55件 (R11)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	企画商工課 関 係 課	○	◎			○	○		○						
		【自主防災組織の育成及び支援】 災害発生時の行政が行う支援「公助」については限界があり、自らの安全は自ら守る「自助」と、自分の地域は自分たちで守る「共助」が重要という観点から、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。	自主防災組織の結成数	13団体 (43.3%) (R5)	30団体 (100%) (R11)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課	◎													
	② 各種計画策定時の意見等の広聴	【ワークショップ等の開催による意見集約】 各種計画の審議会・委員会だけでなく、必要に応じて住民説明会などを開催し、町政への理解促進を図るとともに、多世代からの意見を町政運営に広く反映する。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	全 課	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		【パブリックコメント制度の積極的な活用】 パブリックコメント制度（※1）の積極的な推進に努め、行政の意思形成過程における公正の確保、説明責任の向上を図り、町民との協働を進める。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	全 課	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	③ 審議会・委員会等の多様な人材の登用	【各種審議会等における委員公募枠の設置】 審議会・委員会等の委員の一部を一般町民から公募し、政策・方針決定過程において多様な人材を登用し、多角的な視点による協議が行える体制をつくる。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 全 課	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		【女性委員の積極的な登用】 審議会・委員会等の委員の選定において、男女共同参画社会の実現を見据え、女性の積極的な登用を行い、その政策・方針決定過程に女性の視点による意見等を反映する。	男女の構成比	1：0.23 (男：女) (R5)	1：0.4 (男：女) (R11)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 全 課	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 町民サービスの質向上	④ 接遇の向上による窓口サービスの充実	【町民目線に立った柔軟な対応】 各種申請等の柔軟な受付時間の設定など、町民の生活様式に配慮した対応を実践し、町民サービスの利便性向上を図る。	-	-	-	検討 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	全 課	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		【組織横断的な対応】 関連部署との連携が必要となる各種相談案件に対し、関係課が横断的に迅速な対応を行うため情報共有及び対応体制を整備する。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	企画商工課 全 課	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		【職員の接遇スキルの向上】 個人情報保護制度等を含む法令等を遵守し、定期的な接遇研修を通した全職員の接遇スキル向上により、町民サービスの向上に努める。	接遇研修参加率	53% (R4)	100% (R11)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	全 課	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	⑤ 窓口業務等にかかるデジタル化の推進	【各種行政手続きのオンライン化等の推進】 国や近隣自治体の動向等を注視し、デジタル弱者等への配慮を伴う行政手続等に関するオンライン化をさらに推進する。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	全 課	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		【各種収納業務にかかるデジタル化の推進】 町民の生活様式等に合わせた、各種収納方法に関するデジタル化を推進し、町民利便性向上の視点に立った収納方法の選択肢拡充を行う。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 関 係 課	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		【窓口サービスワンストップ化の推進】 「書かない窓口」の充実や「ワンストップ窓口（※2）」の設置などにより、町民サービスの利便性向上を図る。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 関 係 課	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	⑥ 行政情報の積極的な提供	【ホームページ等による町政情報の積極的提供】 広報みまた、回覧、町公式ウェブサイト、町公式フェイスブック（※3）及びLINEなどの多様な広報媒体を利用し、町民に必要な情報が確実に伝わる工夫を重ねながら町政情報を積極的に提供する。	町公式LINE全体登録者数	1,560 (R5)	8,000 (R11)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 全 課	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		【庁内横断的組織による効果的な情報発信の検証】 効果的な行政情報の発信を行うにあたり、庁内における横断的組織体制の中で情報共有を図り、情報を受け取る側の視点に立ち、真に伝わる情報発信のあり様を検討し取組む。	-	-	-	検討 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 全 課	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

(*)1)パブリックコメント制度：町民等の意見募集の手続のこと。町の基本的な方針を定める計画や条例等の立案段階において、その立案に係る趣旨や内容(素案)を町民等に公表して広く意見を募集し、提出された意見を考慮して計画等を作成するとともに寄せられた意見に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。
(*)2)ワンストップ窓口：各窓口で行われる届出等の手続きが“1箇所”かつ“1回”で、重複することなく手続きが完了するワンストップサービスを行う窓口をいう。「総合窓口」とも呼ぶ。
(*)3)フェイスブック：インターネット上の交流サイトの一つで原則的に実名で登録する。投稿に対して別の利用者がコメントしたり、他の利用者に向けて転載したりすることで、情報を素早く、より多くの人に伝えられる特徴がある。 本町は平成25年11月から公式フェイスブックによる町行事やお知らせを開始している。

大項目	2. 健全な財政基盤の確立と事務事業の最適化
-----	------------------------

中項目	小項目（実施項目）	実施内容	評価指標								主管課	関係課（局）													備考
			数値目標 （指標のあるものは項目を掲載）	基準値	目標値	実施年度						総務	企画 商工	税務 財政	町民 保健	福祉	高齢者 支援	農業 振興	都市 整備	環境 水道	教育	会計	議会		
						R7	R8	R9	R10	R11															
(1) 財政健全化に資する取組の推進	⑦健全な財政運営の堅持	【適正な実質公債比率の維持】 適正な実質公債費比率の維持に努めるとともに、中期財政計画等の策定及び財政指標の公表を行う。また、各課は中期財政計画に基づき事業を効率的に実施する。	実質公債費率	6.3% (R4)	5.0% (R11)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	税務財政課 全 課	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		【公営企業等の健全な経営】 公営企業である水道事業及び下水道事業は、料金収入による独立採算制が原則であることから、中長期的ビジョンに基づき、経営の効率化及び将来を見据えた安定経営に努める。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	税務財政課 環境水道課			◎					◎						
		【町税等自主財源の確保】 滞納者の実態調査に基づく納付指導の実施や滞納処分の強化により、徴収率の向上や事務処理の簡素化を図るため、納付手段の拡大を推進する。	町税等の収納率 ・町県民税、軽自動車税、固定 資産税の全体収納率（現年分のみ）	98.91% (R5)	99.01% (R11)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	税務財政課 関 係 課			◎	○	○	○		○	○					
	⑧税外収入の確保	【ふるさと納税の推進】 ホームページなどで全国へ向けた町の魅力発信を積極的に行い、本町の応援支援者（寄付者）を増やし、あわせて魅力あふれる町特産品の開発を推進することで、さらなるふるさと納税の推進を図る。	ふるさと納税額	寄附額 193百万 (R5)	寄附額 300百万 (R11)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	企画商工課		◎												
		【受益者負担の適正化】 受益者負担の原則及び負担の公平性の観点から、町民ニーズや利用状況の把握分析を行い、使用料や手数料の見直しの実施により受益と負担の適正化を図る。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	関 係 課	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		【国県等の補助金の積極的活用】 国や県等と情報連携や情報収集を積極的に行い、国、県及び民間等の補助制度等を活用することで、財源確保による町民サービスに有効な事業に取組む。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	全 課	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
(2) 町有財産の適切な管理マネジメントの推進	⑨公共施設等総合管理計画に基づく適正管理	【町有財産の計画的処分】 町有財産を資産と捉え、社会構造や町民ニーズに沿った計画的処分を行い、経営的視点による適正な管理を行う。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 関 係 課	◎	○	○	○	○	○	○	○	○					
		【町施設の長寿命化と計画的な修繕】 老朽化が進む町有施設について、公共施設等総合管理計画等に基づいて、将来的な利用見込みなどを踏まえた施設の統廃合や計画的な修繕を実施し、「公共施設等総合管理計画」で掲げる維持更新費用の削減率にかかる目標値の達成を目指し、町有施設の適正な管理に努める。	公共施設保有床面積	110,948㎡ (R4)	107,065㎡ (R11)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	税務財政課 全 課	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		【民間活力の活用による公的不動産の有効活用】 行政サービスの向上と行政運営の効率化を図る観点から、公的不動産の有効活用について十分に検証したうえで、民間活力の積極的な導入を行う。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	企画商工課 関 係 課	○	◎	○	○	○	○	○	○						
	⑩公共施設等の省エネ化による脱炭素化の推進	【町有施設への計画的な省エネ設備の導入】 脱炭素社会の実現を目指すこととした「三股町ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、空調や照明等の省エネタイプ設備等の導入による、公共施設等の省エネルギー化の推進を図る。	町事務事業における温室効果ガス排出量	4163.6t- CO2 (H26)	2081.8t- CO2 (R11)	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	環境水道課 関 係 課	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○			
		【カーボンマネジメントによるエネルギー使用量の低減】 町職員が率先して脱炭素社会の実現へ向けた取組みを実践するにあたり、日常業務において「第2次三股町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂版」に基づく環境配慮活動を推進する。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	環境水道課 関 係 課	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○			
(3) 業務スキームの見直しとDXの推進	⑪事業効果を高める事務事業の整理	【各種補助事業の検証による見直しと縮減】 補助金の必要性・成果等を含め根本的に見直す。特に、奨励金補助金は事業目的を見定めて終期を設定し、補助目的を達成したものや、補助効果の薄くなった補助金等は積極的に廃止する。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	税務財政課 全 課	○	○	◎	○	○	○	○	○						
		【内部及び外部評価による事務事業の選別】 庁舎内部での評価を引き続き厳正に行うとともに、町内有識者や各種団体の代表者などで構成される委員会等の意見や評価を加味し、実情に見合う事務事業の見直しを行う。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	企画商工課 関 係 課	○	◎	○	○	○	○	○	○						
		【民間委託・指定管理者制度等の推進】 民間事業者のスキルやノウハウ等を積極的に取り入れ、効率的かつ効果的な公共サービスを提供するため、町民サービスの向上に資するPPP（※4）手法等による民間委託・指定管理制度を推進する。	-	-	-	検討 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	企画商工課 関 係 課	○	◎	○	○	○	○	○	○	○					
		【業務マニュアル等の作成による事務事業の見える化】 各種事務事業の執務にあたり、公正かつ公平に一貫した行政サービスを継続して提供するため、業務マニュアル等の作成により事務の効率化及び属人化の解消を図る。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	全 課	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	⑫次世代ツール等を活用した事務効率化の推進	【A I 及びR P A の積極的導入と運用基準の作成】 A I（※5）やR P A（※6）などのI C T技術を積極的に活用し、業務の迅速化や効率化を図り業務改革を推進する。あわせて運用基準等の作成による汎用化を行う。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 全 課	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		【各種事務及び庁内各種会議時資料等の書類電子化】 既存業務内容の簡素化及び効率化の観点から、I C Tの利活用により公文書等の保存管理及び庁内各種会議時資料のペーパーレス化を進める。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 全 課	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

（※4）PPP：行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのことで、指定管理やアウトソーシングを含む様々な形態がある。

（※5）A I：人間が持っている認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称をいう。人工知能とも呼ぶ。

（※6）R P A：パソコンを使った定型作業を、AIなどの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念をいう。

大項目	3. 効率的な行政運営に資する組織体制の構築
-----	------------------------

中項目	小項目（実施項目）	実施内容	評価指標					主管課	関係課（局）													備考		
			数値目標 （指標のあるものは項目を掲載）	基準値	目標値	実施年度					総務	企画 商工	税務 財政	町民 保健	福祉	高齢者 支援	農業 振興	都市 整備	環境 水道	教育	会計		議会	
						R7	R8		R9	R10														R11
(1)業務推進力の強化を図る組織機構	⑬効率的で分かりやすい組織機構の設置	【横断的な対応を可能とする柔軟な組織機構の導入】 複雑多様化する町民ニーズや社会情勢等の変化に伴う新たな行政課題に対し、効率的かつ効果的に機動し、また、横断的な連携を可能とする柔軟な組織機構の改編を実施する。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	企画商工課 関 係 課	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		【時代の要請に応える期限付き組織機構の設置】 社会情勢の急激な変容に伴う町民ニーズの要請に対し、組織的に特化して取組むべき課題か否かを的確に捉え、必要に応じ時限的な組織機構の設置を柔軟に行う。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	企画商工課 関 係 課	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	⑭業務の質及び量に応じた執務体制の検証	【適正な業務の検証】 業務推進力を強化し得る体制の適正化を図るため、業務の執行状況やボリュームを適切に把握検証し執務体制に反映する。	-	-	-	検討 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	企画商工課 関 係 課	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		【働き方改革(*7)及びワーク・ライフ・バランス(*8)の推進にかかる検証】 職員が意欲的に業務に取組み、職員一人ひとりが働きやすく、魅力ある職場づくりを推進するため、長時間勤務の是正や多様な働き方の導入など、ワークライフ・バランスの実現へ向けた検証を行う。	年次有給休暇取得率	74.49% (R5)	80% (R11)	検討 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 全	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		【人材育成の観点に立った組織体制の構築】 各部署における様々な課題に対し組織的に対処するため、各々の職位に応じた職責を認識のうえ、所属や職員間の活発なコミュニケーションを図ることができる組織体制を整備する。	-	-	-	検討 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 企画商工 関 係 課	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	⑮人材育成の推進	【職員研修制度等への積極的な参加促進】 職員の意欲的な姿勢で業務に臨む人材の育成を図るため、職員の政策形成能力や高度な専門知識の習得など資質の向上を目的として開催される研修への参加を促進する。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 全	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		【庁外組織との人事交流等による機会提供】 他自治体との人事交流や実務研修職員派遣等を通して、多角的な視点による柔軟かつ迅速に対応できるスキル獲得の機会を提供する。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 全	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(2)定員、人事管理及び給与の適正化	⑯給与制度の適正運用	【時代に即した諸手当の点検と見直し】 人事院勧告に準拠した給与制度へ適正に改正し、特に諸手当については、社会情勢等の状況を鑑み、総合的な点検を行い、必要に応じ法制度等に沿った見直しを行う。	-	-	-	検討 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 関 係 課	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
【定年延長に伴う給与体系の検討】 定年延長に伴う給与体系については、将来における組織全体の職員数及び職位構成等に留意のうえ、職責に応じた適正な給与体系を検討する。			-	-	-	検討 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 関 係 課	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
【職位に応じた給与体系の検討】 人事評価制度を活用し、自己研鑽を伴う組織貢献度の客観的な評価方法を組み入れつつ、事務事業の内容に応じた適正な職位と、その職責に見合う給与体系を検討する。			-	-	-	検討 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 関 係 課	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
⑰適正な人員、人事管理の実施		【行政需要に応じた柔軟な採用と配置】 新しい行政課題や主要事務事業を抱える部門に対し、計画的かつ重点的に職員を配置し、また行政需要の変化に見合った柔軟な職員採用及び配置を長期的な視点により行う。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 関 係 課	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		【多様な任用形態による人材の活用】 専門的内容に特定した業務や、期間が限定される臨時的業務又は定例的及び定型的な業務については、民間企業等から人材を受入れるなど、多様な任用形態による効率的かつ効果的な事務執行を図る。	-	-	-	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	総 務 課 関 係 課	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

(*7) 働き方改革：長時間労働の是正、正規・非正規の不合理な処遇差の解消、多様な働き方の実現を柱とした労働環境を大きく見直す取組のことをいう。
(*8) ワークライフバランス：働くすべての人が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方や生き方のことをいう。